弹劾声明

3月4日、東京高等裁判所第19民事部の小林昭彦裁判長は、反対同盟員である市東孝雄さんの農地裁判・控訴審第4回弁論において、「これからいよいよ証人調べ」という時を前にして、突如結審を宣告し、傍聴席を埋め尽くした労農学の弾劾の中を逃げ去った。われわれはこの暴挙を徹底的に弾劾する。

反対同盟顧問弁護団は、1審千葉地裁の多見谷判決を完膚なきまでに反論し尽くした控訴理由書を提出し、市東孝雄さんの2度にわたる意見陳述を始めとして、成田空港会社と千葉県を追いつめた。こうした市東さん側の追及に「原判決のとおり」と逃げ回っていた空港会社と千葉県に昨年12月3日、「反論」を出させた。これに対して弁護団は2月準備書面で徹底的に反論し、3月4日当日、市東さんへの本人尋問をはじめとする証人による立証計画を出し、立証活動を開始したばかりだった。多見谷判決の違憲、違法性を法廷の場で明らかにする決定的段階に入ろうとしていた。ところが、小林裁判長はこれらのすべてを拒否し、強引に審理打ち切りを強行した。多見谷判決が打ち砕かれるのを暴力的に妨害するためだ。

市東さんの農地問題とは何か。成田空港建設をめぐって、強制収用のための事業認定(土地収用法)が26年前に失効したため、裁判所を収用委員会の代わりの機関に利用して、市東さんの農地を暴力的に奪おうとした空港会社の策動に根源がある。

しかも農業と農民を保護すべき農地法を土地収用法の代わりに使ってこの違法行為を強行しようとしたのだ。この暴挙を擁護し、農地法を破壊し、国策裁判として市東さんに農地の明け渡しを求めたのが2013年7月の多見谷判決だった。

だが、「耕作権者の同意なき買収や小作契約の解約」は農地法の真っ向からの破壊だ。このようなデタラメが、法廷での市東さん側からの追及に耐えられるはずもない。小林裁判長の拙速結審はこのような追及を封殺するものだ。不当・不法な多見谷判決を擁護し、「国家のしもべ」としての悪らつな裁判所の正体を露呈してでも、1%の支配者の利益のための国策(成田空港建設)を、なりふりかまわず守ろうとする司法の末期的姿だ。

市東さんは直後の報告会で語った。「はらわたが煮えくり返る思いだ。しかし、闘いは終わったわけではない。この悔しさをバネにさらに勝利に向け闘っていく」と。 事務局員の萩原富夫さんは「われわれは勝っている。積み上げられた2万3054筆 署名を見よ。反動判決を出させないために、3万人署名を必ず達成し、霞が関を揺るがす闘いで小林裁判長を追いつめよう。3・29全国総決起集会の成功で反撃しよう」と訴えた。これらは反対同盟全員の決意だ。

われわれは東京高裁による反動判決を何が何でも阻止する。その闘いに断固として 立ち上がる。3・29 集会の成功がすべてを決する。すべてのみなさんの結集を訴える。

2015年3月9日